

行橋市移住・定住促進パンフレット及びPR 動画作成業務プロポーザル募集要項

目次

<項目>

| | |
|-----------------------|-----|
| 1. 業務の概要 | 1 |
| 2. 選定方法 | 1 |
| 3. 事業公募及び選定の手続きスケジュール | 1 |
| 4. 応募者の資格要件 | 2～3 |
| 5. 応募手続き等 | 3～6 |
| 6. 提案の審査 | 6～7 |
| 7. 審査基準 | 7～8 |
| 8. 受託者の特定及び契約 | 8～9 |
| 9. 提案にあたって留意すべき事項等 | 9 |
| 10. その他 | 10 |

令和8年6月
行橋市総合政策課

1. 業務の概要

(1) 業務名

行橋市移住・定住促進パンフレット及びPR動画作成業務

(2) 担当課

行橋市 総合政策課 政策推進係 (担当：穴繁)

〒824-8601 福岡県行橋市中央1-1-1

TEL：0930-55-9606

E-mail：sougouseisaku@city.yukuhashi.lg.jp

(3) 業務の目的

最新の行橋市の魅力を集約して分かりやすく掲載し、市全体の総合的なPRを行うことで、移住・定住を促進することを主な目的とする。

加えて、PR動画の作成により、当市のさらなる認知度向上と移住定住の促進を目指す。

(4) 業務の内容

行橋市移住・定住促進パンフレットの版下作成、印刷及び製本

行橋市PR動画の作成

(詳細は、「行橋市移住・定住促進パンフレット作成業務仕様書」に定めるところによる。)

(5) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日(火)まで

(6) 委託限度額

3,294,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2. 選定方法

本業務に最適な事業者の選定を行うため、価格のみの競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行う、公募型プロポーザル方式を実施する。

3. 事業公募及び選定の手続きスケジュール(予定)

| 日 程 | 内 容 |
|----------------|---------------------|
| 令和 8年 6月18日(木) | 公募開始 |
| 令和 8年 6月25日(木) | 質問締切 |
| 令和 8年 6月30日(火) | 質問回答公開 |
| 令和 8年 7月 2日(木) | 参加申込期限(一次審査資料提出締切) |
| 令和 8年 7月 7日(火) | 一次審査(参加申込関係書類審査) |
| 令和 8年 7月 9日(木) | 一次審査結果通知 |
| 令和 8年 7月21日(火) | 提案書提出期限(二次審査資料提出締切) |

| | |
|-----------------|---------------|
| 令和 8年 7月28日 (火) | 二次審査 (提案書類審査) |
| 令和 8年 7月30日 (木) | 審査結果通知 |
| 令和 8年 8月初旬 | 契約内容協議、契約締結 |

※各実施日は、審査委員会の判断により適宜調整することがある。

4. 応募者の資格要件

参加申込書の受付時に次の条件を全て満たすものとする。

- (1) 本市の令和8・9・10年度の入札参加資格者名簿に登録されていること。
ただし、入札参加資格を有していない者も、(2)により参加申込書を提出することができる。
- (2) (1)に掲げる入札参加資格を有していない者で、参加申込書の提出を行う場合は、法人税、事業税、消費税、地方税の未納がない証明書の原本を参加申込書と同時に提出することとする。なお、本プロポーザルにおいて最適候補者となった場合は、契約締結までに、入札参加資格者名簿に登録を完了させるように、手続きを行うこと。
- (3) 次のいずれかに該当しない者
 - ① 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当する者
 - ② 会社更生法 (平成14年法律第154号) 第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て (同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件 (以下「旧更生事件」という。)) に係る同法による改正前の会社更生法 (昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)) 第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。) をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定 (旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。) を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定 (旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。) があつた場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
 - ③ 平成12年3月31日以前に民事再生法 (平成11年法律第225号) 附則第2条による廃止前の和議法 (大正11年法律第72号) 第12条第1項による和議開始の申立てをしている者。
 - ④ 民事再生法第21条の第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
 - ⑤ 平成18年4月30日以前に会社法 (平成17年法律第86号) の施行に伴う改正前の商法 (明治32年法律第48号) 第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
 - ⑥ 破産法 (平成16年法律第75号) 第18条又は第19条の規定による破産の申立て (同法

附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産の申立てを含む。）がなされている者。

- ⑦ 参加申込書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限の日から優先交渉権者の選定が終了するまでの期間に市から入札参加資格停止の措置を受けている者。
- ⑧ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- ⑨ 募集要項公表日以降に、本事業に関わって、適正な審査の妨害を試みた者は、応募資格を失うものとする。
- ⑩ 最近1年間において法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者。
- ⑪ 次に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力行為の常習者又はそのおそれのある者。
 - a. 暴力団とは、暴対法第2条第2号に規定する団体。
 - b. 暴力団員とは、暴力団の構成員。
 - c. 暴力団準構成員とは、暴力団以外の者であって暴力団の周辺にあり、これと交わりを持つ以下のいずれかに該当する者。
 - (a) 暴力団の威力を背景に、暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれのある者。
 - (b) 暴力団又は暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等、暴力団の維持、運営に協力し、又は関与する者。
- ⑫ 法務省による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に規定する反社会的勢力である者。
- ⑬ 福岡県内において、本社又は営業所等の営業拠点を有すること。
- ⑭ 過去5年以内に同種業務又は類似業務の実績を有していること。
- ⑮ 本業務を遂行するために必要とされる専門的知識、提案力及び同種、類似業務での豊富な業務経験を有する者を従事させることができること。
- ⑯ 受託前後を問わず、市と緊密な連絡調整が可能であること。
- ⑰ 行橋市役所での打ち合わせ等に参加できること。

5. 応募手続き等

(1) 応募は応募者1者につき1提案とする。

(2) 応募に当たっての留意事項

① 各様式に関する事項等

- a. 応募者は、募集要項等に記載の条件を十分に理解し、承諾して応募すること。応募をした者は、応募後、要項等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。
- b. 本募集期間のすべての手続きのうち、応募者として実施する行為に関しては、

応募者自らの責任と費用負担によりこれを行うものとする。

- c. 提出書類は返却しない。
- d. 提出期限以降における提案書等の記載内容の追加、修正はできないものとする。また、「業務実施体制」に記載した担当者（部署）等は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により担当者の変更を行う場合には、代替者が当該担当者と同等以上であると、行橋市からの了承を得なければならない。
- e. 提案書について、軽微な不備があった場合には、行橋市が訂正、加筆及び修正を行う場合がある。

② 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とみなす。

- a. 審査委員に直接、間接を問わず連絡を求めたとき。
- b. 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められるとき。
- c. 資格要件を満たさない者が書類を提出したとき。
- d. 書類に虚偽の記載があったとき。
- e. 提案書等の提出方法、提出期限、使用様式、提出物の枚数制限を守らないとき。
- f. 委託限度額（3,294,000円）を超える受託予定額を提案したとき。
- g. その他選考委員会が不適格と認めた場合。

(3) 募集要項等の配布

① 配布する資料

- a. 募集要項（本書）
- b. 仕様書
- c. 別記様式集

② 配布期間

令和8年6月18日（木）～7月2日（木）

③ 配布方法

市ホームページ（総務部総合政策課ページ）からダウンロードすること。

※窓口での配布は行なわない。

(4) 質問書について

募集要項等の内容について、次により質問を受け付けるものとする。

① 受付締切 令和8年6月25日（木）17時まで

② 提出方法

質問書（様式1）に記載のうえ、担当課へ電子メールにより提出すること。FAX、電話での質問は受け付けない。

③ 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年6月30日（火）に行橋市のホームページで公表する。質問書及びそれに対する回答の内容は、本要項の追加又は修正とみなす。

(5) 参加申込書について

① 提出期限（一次審査資料提出締切）

令和8年7月2日（木）17時まで

② 提出書類

| 提出書類名 | | 部数 | 内容等 | 備考 |
|-------|--------------|----|-----------------------------|------|
| 1 | 参加申込書 | 1 | | 様式2 |
| 2 | 暴力団排除に関する誓約書 | 1 | | 様式3 |
| 3 | 会社概要 | 3 | 事業者、事業の概要が分かるもの（パンフレット可） | 様式任意 |
| 4 | 納税証明書 | 1 | 国税、県税、市区町村税の滞納がないことが確認できるもの | |
| 5 | 業務経歴書 | 3 | | 様式4 |
| 6 | 業務実施体制 | 3 | | 様式5 |
| 7 | 配置予定者調書 | 3 | | 様式6 |
| 8 | 企画概要書 | 8 | 本業務の概要計画がわかるもの（A4サイズ3枚以内） | 様式任意 |

※8については、ロゴ、キャッチフレーズ、発行媒体名等の社名が判断できる表記はしないこと。

③ 提出先

担当課

④ 提出方法

持参、郵送又は宅配とし、提出期限内必着とする。持参する場合は平日9時より17時までに限る。郵送又は宅配の場合は、封筒に「プロポーザル参加申込書在中」と朱書し、配達状況が確認できる方法での送付とする。

(6) 企画提案書について

① 提出期限（二次審査資料提出締切）

令和8年7月21日（火）17時まで

② 提出書類

| 提出書類名 | | 部数 | 内容等 | 備考 |
|-------|------------------|----|---------------------------------|------|
| 1 | 提案書類提出書 | 1 | | 様式7 |
| 2 | パンフレット企画提案書 | 8 | 移住パンフレットの構成案 | 様式任意 |
| 3 | パンフレット企画提案書（作品案） | 8 | タイトル、表紙デザイン、誌面デザイン（写真、文章等はダミー可） | 様式任意 |
| 4 | PR動画企画提案書 | 8 | 図案、イラスト、写真などを | 様式任意 |

| | | | | |
|---|-----|---|------------------------|------|
| | | | 使ってA4サイズ1枚程度で 詳細を説明 | |
| 5 | 見積書 | 1 | | 様式任意 |

※5については、業務内容及び人件費等の積算根拠が分かるよう見積金額とその内訳を記載すること。また、法人代表印を押印すること。

※上記部数を印刷して提出するとともに、審査作業円滑化のため、PDF形式、マイクロソフトワード又はマイクロソフトエクセル形式の電子データ（CD-ROM）を、併せて提出すること。

③ 提出先

担当課

④ 提出方法

持参、郵送又は宅配とし、提出期限内必着とする。持参する場合は平日9時より17時までに限る。郵送又は宅配の場合は、封筒に「提案書在中」と朱書し、配達状況が確認できる方法での送付とする。

6. 提案の審査

(1) 選定委員会

事業者の選定に当たり、本市の職員等で構成する行橋市移住・定住促進パンフレット及びPR動画作成業務プロポーザル審査委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会は、事業者選定基準や募集要項等、事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、応募者から提出された提案書の審査を行い、優先交渉権者及び次点者の選定を行う。なお、同点が2者以上になった場合は、参考見積書の低い方を優先交渉権者とする。次点者についても同様とする。

(2) 審査

① 一次審査

令和8年7月7日（火）

参加申込提出書類等をもとに審査を行う。

② 一次審査結果通知

令和8年7月9日（木）

一次審査通過者については、市ホームページにて公表し、結果通知は応募者全員に送付する。

③ 二次審査

令和8年7月28日（火）

一次審査通過者の企画提案書等の書類をもとに総合的な評価を行い、優先交渉権者及び次点者を特定する。

④ 二次審査結果通知

令和8年7月30日（木）

結果については、市ホームページにて公表し、結果通知は二次審査応募者全員に送付する。

7. 審査基準

(1) 一次審査

① 審査事項に係る評価項目及び評価点

| 審査項目 | 審査内容 | 配点 | 採点者 |
|------------|---|---------------|-------|
| 業務経歴 | パンフレット作成に関して、過去の実績（3件）を次の順位で評価する。 1. 同種業務の実績がある。 2. 類似業務の実績がある。 | 5 | 事務局 |
| 業務実施体制 | 人員配置・役割分担等が適切に記載され、パンフレット作成に関して、経験豊富で専門知識を有した者の配置等、業務を円滑かつ着実に遂行できる体制がとられているか。 | 5 | |
| 業務提案 | 本業務全体の基本的な考え方を理解した概要計画となっているか。 | 20 (4点×5名) | 選定委員会 |
| 一次審査 評価点合計 | | 30 | |

※業務経歴、業務実施体制については、パンフレットの実績による評価とする。

※同種業務及び類似業務とは、次のものを作成する業務とする。

- ・同種業務：行政や移住・定住促進を目的として法人化された公益的団体が発行したパンフレット
- ・類似業務：上記以外の団体等が発行した移住・定住パンフレット、行政が発行したリーフレット・市町村広報紙、各種施設のパンフレット・リーフレット、文化財冊子・リーフレット、観光PRのパンフレット・リーフレット等

(2) 二次審査

① 審査事項に係る評価項目及び評価点

【行橋市移住・定住促進パンフレット】

| 審査項目 | 審査内容 | 配点 | 採点者 |
|---------------|--|----|-------|
| デザイン、構成、レイアウト | ターゲットに訴求性のあるデザイン、構成であるか。また、写真やイラストを効果的に使用し、誰もが見やすく、洗練されたものとなっているか。 | 15 | 選定委員会 |
| 業務目的・内容の理解度 | 本業務の目的を理解し、仕様書の内容、要件を理解した提案となっているか。 | 10 | |
| 提案の独自性 | ターゲット、事業の目的と構成が整合して | 15 | |

| | | | |
|-------------------|---|-----|--|
| | おり、かつ独自性のある提案となっているか。機能の追加や他の民間サービスとの連携など、拡張性が期待できるか。市が要求している以外の積極的な提案を行っているか（提案限度額の範囲以内） | | |
| 提案の具体性・現実性 | 提案内容は、具体的で実現性を有するものとなっているか。発注者の要求に対する柔軟さはあるか。また、業務履行期間に実現可能な役割分担及び工程設定を取っているか。 | 10 | |
| 配点合計 | | 50 | |
| 評価点合計（配点合計×5名）【A】 | | 250 | |

【PR動画】

| 審査内容 | 配点 | 採点者 |
|---|----|-------|
| 本業務の目的を理解した提案となっているか。インパクトのある洗練された内容となっているか。「行橋市に住みたい」と思わせるイメージとなっているか。 | 10 | 選定委員会 |
| 評価点合計（配点合計×5名）【B】 | 50 | |

【総合評価】

| |
|-----------------------------------|
| 二次審査 評価点合計 【A】 250 + 【B】 50 = 300 |
|-----------------------------------|

8. 受託者の特定及び契約

- (1) 審査は、一次審査（書面審査）及び二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）で行い、330点満点のうち、合計点数が最も高い提案者を特定する方式とする。
- (2) 5者以上の概要書等の提出があった場合には、一次審査において、得点が最も高い者から順次、4者以内に達するまでの者についてのみ、二次審査を行う。また、概要書等の提出事業者が1者のみの場合であっても、一次審査を行う。
- (3) 上記(2)による選定を行った場合又は概要書等の提出が4者以内であった場合においても、一次審査における得点が18点未満であった者については、二次審査を行わない。また、一次審査と二次審査の合計点が、198点未満であった者については、失格とする。
- (4) 以下のいずれかに該当し、優先交渉権者と契約が締結できない場合には、次点者と契約交渉を行う。
 - ① 本要項「5. 応募手続き等」(2) ② の失格条項に該当すると認められたとき。
 - ② 審査後に提案書提出者の要件を満たすことができなくなったとき。

- ③ 優先交渉権者と契約交渉が成立しないとき。
- ④ 優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。
- ⑤ その他の理由により優先交渉権者と契約の締結が不可能になったとき。
- (5) 本プロポーザルでは、提案力の高い者を選定するもので、選定後に優先交渉権者と双方協議を行い、協議が整った場合に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- (6) 選考後、応募者の資格要件を満たさなくなった場合、業務実施体制が変わった場合は契約候補者としての資格を取り消すことがある。
- (7) 支払い方法は、業務完了時の一括払いとする。

9. 提案にあたって留意すべき事項等

(1) 企画コンセプト（パンフレット）について

- ① 行橋市の暮らしに関する情報をわかりやすく紹介し、興味を惹くようにデザイン等を工夫すること。また、移住者（移住検討者）の満足度の向上や定住の促進が図られるような工夫を取り入れること。
- ② 行橋市の情報を写真やイラスト等を多用することによって視覚的に紹介し、行橋市への移住・定住訴求力向上に資する内容とすること。
- ③ ターゲットのニーズに沿う内容を企画すること。

(2) 企画コンセプト（PR動画）について

- ① パンフレットのテーマに関連した内容にすること。
- ② 「行橋市に住みたい」と思わせるようなイメージとすること。

(3) パンフレット企画提案書

- ① 企画コンセプトと別紙仕様書の内容を考慮したうえで、作成の考え方と、全体の構成案、各ページの展開案など、具体的な提案を明記するほか、必要に応じて資料を添付すること。
- ② 別紙仕様書とは異なる規格、綴じ方を提案する場合は、記載すること。
- ③ その他、本業務にかかる特徴的な取り組み、提案などがあればその内容を記載すること。

(5) パンフレット企画提案書（作品案）

パンフレットのタイトル案、表紙デザイン案、誌面デザイン案を提出すること。
写真、文章等はダミーで可。

※取り上げる情報の内容については、行橋市のホームページや各課発行の冊子等を参考にすること。冊子については、各課で配布、または行橋市ホームページ (<https://www.city.yukuhashi.fukuoka.jp/>) からダウンロード可能。

(6) PR動画企画提案書

企画コンセプトと別紙仕様書の内容を考慮したうえで、図案やイラスト、写真などを使って、具体的な構成の提案を明記するほか、必要に応じて資料を添付すること。

10. その他

(1) 配布資料

提案書類作成のために市が配布した資料は、市の了解なく公表又は使用することはできない。

(2) 提案書類の取り扱い

- ① 提案の選定及び本プロポーザルに関する事項の公表の際において、市は提案書を無償で使用できるものとする。それ以外の目的においては、提案者に無断で使用することはない。
- ② その他、市が必要に応じて、提案者の許可をもらい、提案書を無償で使用することができるものとする。
- ③ 提案書類の提出後、選定委員会の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- ④ 業務内容は、採択された企画提案書の内容によるものとするが、行橋市との協議により変更・修正を加える場合がある。
- ⑤ プロポーザルの手続きにおいて、使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 審査の点数の公表

市ホームページで審査結果を公表する場合「A社／B社／C社」というようにアルファベットで仮表記し、審査結果通知の際に該当するアルファベットの社名を明記して点数を通知する。